

公 示 日：2024年11月13日（水）

調達管理番号：24a00719

国 名：東アフリカ地域（広域）

担 当 部 署：ガバナンス・平和構築部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

調 達 件 名：東アフリカ地域（広域）税関・貿易円滑化アドバイザー業務

適用される契約約款：

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：東アフリカ地域税関・貿易円滑化アドバイザー
- （2）格 付：2号
- （3）業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2024年12月下旬から2026年12月中旬
- （2）業務人月：17.50

- ・ 第1次 準備業務 5日、現地業務 35日、整理業務 5日
- ・ 第2次 準備業務 2日、現地業務 30日、整理業務 3日
- ・ 第3次 準備業務 2日、現地業務 30日、整理業務 3日
- ・ 第4次 準備業務 2日、現地業務 35日、整理業務 3日
- ・ 第5次 準備業務 2日、現地業務 35日、整理業務 3日
- ・ 第6次 準備業務 2日、現地業務 35日、整理業務 3日
- ・ 第7次 準備業務 2日、現地業務 35日、整理業務 3日
- ・ 第8次 準備業務 2日、現地業務 35日、整理業務 3日
- ・ 第9次 準備業務 2日、現地業務 35日、整理業務 3日
- ・ 第10次 準備業務 2日、現地業務 35日、整理業務 3日
- ・ 第11次 準備業務 2日、現地業務 35日、整理業務 3日
- ・ 第12次 準備業務 5日、現地業務 35日、整理業務 5日

※上述の現地業務の日数には、ルワンダ、ケニアの現地業務日数を含みません。

ルワンダ、ケニアの現地業務日数は下記をご確認下さい。

本業務においては、東アフリカ共同体（East African Community。以下「EAC」という。）事務局のあるタンザニアへの複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次現地業務を除き、具体的な調査業務日程は提案が可能です。また、本業務はタンザニア含めEAC加盟8カ国の各種関係者とも適宜連携しながら活動を進めていくことが期待されています。これに伴い、必要に応じて当該8カ国への出張可能性がありますが、本公示時点では便宜上以下の通りとし、いずれもタンザニアを拠点に往復移動することを想定しています。

- ・ルワンダ：現地業務5日（地域会合への参加、ワークショップの開催支援等）
- ・ケニア：現地業務5日（地域会合への参加、ワークショップの開催支援等）

現地業務期間等の具体的な条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

（3）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（1）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1）第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2）第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

（5）部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1）2024年度（2025年2月頃）
- 2）2025年度（2026年2月頃）

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2024年11月27日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月（2024年10月追記版）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2024年12月6日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	税関行政分野に係る各種業務
対象国及び類似地域	アフリカ地域
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：東アフリカ地域税関・貿易円滑化アドバイザー（2023年1月～2025年1月）に従事している個人

(2) 必要予防接種：特になし（但し、黄熱に感染する危険のある国から来る、1歳以上の渡航者並びに、乗り継ぎのため、黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した渡航者は、黄熱予防接種証明書が要求されています。）

6. 業務の背景

EACは、2000年7月に設立されて以来、加盟国を増やしながらか経済統合にかかる着実な成果を生み出してきた。2024年3月にソマリアが新たに加盟したことにより、EACは加えてブルンジ、コンゴ民主共和国、ケニア、ルワンダ、南スーダン、タンザニア、ウガンダが加盟する8か国の共同体となり、地域全体のGDPも3,130億ドルに迫る規模を有する（EAC, 2021）。EACは、これまでアフリカ地域統合のロールモデルとして目覚ましい成長を遂げているが、その一因として、地域統合・関税同盟を進めるための取組や税関行政の近代化が挙げられている。特に、単一関税領域（Single Customs Territory：SCT）の実施、EAC関税管理法（EAC Customs Management Act）やワンストップボーダーポスト（One Stop Border Post。以下「OSBP」という。）法の採択、通関所要時間調査や通関手続きの簡素化、各国通関システムの近代化、国際水準に沿った認定事業者（Authorized Economic Operator：AEO）制度の導入等、貿易円滑化を促進するための多様な取り組みが進

められてきた。

しかしながら、これまでの取り組みが現場に定着するには、更なる時間を要するため、アフリカ側のイニシアチブに移行した後も、何らかの形で支援を継続することが望ましい。また、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻の影響により、貿易・ロジスティックス環境の回復・改善が引き続きの課題となっており、物流インフラの開発、税関サービスの近代化、貿易円滑化、アフリカ大陸自由貿易圏設立協定（The African Continental Free Trade Agreement。以下「AfCFTA」という。）の地域・国レベルでの実施等が引き続き第6次 EAC 開発戦略（6th EAC Development Strategy）（2021/22-2025/26）の優先事項に含まれている。加えて、近年 EAC に加盟した南スーダン、コンゴ民主共和国、ソマリアの統合プロセスの加速化も、今後の同地域の重要課題の一つであり、EAC 事務局において関連した取り組みが継続されていく必要がある。

JICA は 2007 年以來、EAC 事務局インフラ局に専門家派遣を継続しており、広域インフラ整備にかかる政策アドバイスと、地域内の貿易円滑化に資する法律及び規制等の整備に貢献してきた。また、世界税関機構（World Customs Organization。以下「WCO」という。）及び日本税関の協力を得つつ、東部アフリカ地域の各国歳入庁（特に関税局）をカウンターパートとして国境通関の効率化を支援する技術協力プロジェクト（OSBP、税関・通関業者の能力強化、国境リスク管理強化等を含む）を実施してきた。同プロジェクトのこれまでの活動成果を踏まえつつ、EAC 事務局が進める加盟国内の地域統合・貿易円滑化の更なる進展に向け、それらの取り組みを支援する長期専門家の派遣が、EAC 事務局の依頼を受けたタンザニア政府より要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、EAC 事務局（EAC Secretariat）の関税局（Customs Directorate）をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、2023 年 1 月から 2025 年 1 月までの予定で C/P 機関に派遣している長期専門家（東アフリカ地域税関・貿易円滑化アドバイザー）の後任として、これまでの当該地域に対する JICA 支援のフォローアップや、税関と貿易円滑化にかかる EAC 事務局の政策策定能力の強化、また当該地域における OSBP の更なる活用や税関分野の教官育成に資するような、各種セミナーの検討・開催支援等、本アドバイザー事業で期待される各成果の発現に向けた技術的な助言や側面支援を含む各種活動の実施促進を行う。また、他ドナー含

む関係ステークホルダーの会合等に参加し、知見の共有と各種情報収集を行うことが期待される。

本業務で期待される成果および活動は以下の通り。

(1) 成果：

成果 1：EAC 事務局及び EAC 加盟国におけるワン・ストップ・ボ
ーダー・ポスト（OSBP）運用支援が強化される。

成果 2：EAC 加盟国の税関能力強化にかかるマスタートレーナー
（MT）活用が促進される。

成果 3：税関と貿易円滑化にかかる EAC 事務局の政策策定能力が
強化される。

(2) 主な活動

活動 1－1：東アフリカにおける OSBP の制度的枠組みを強化する。

活動 1－2：能力構築を通じた OSBP 業務の効率化を図る。

活動 1－3：東アフリカにおける OSBP の運用化の進捗状況をモニタリ
ングする。

活動 2－1：EAC 税関トレーナー認定プログラムの実施を支援する。

活動 2－2：税関トレーナー（EAC 認定トレーナー及び JICA-WCO 連
携事業において育成したマスタートレーナー（MT）の活用
状況をモニタリングする。

活動 3－1：東アフリカにおける税関及び貿易円滑化にかかる現状の課
題を分析する。

活動 3－2：EAC 事務局の税関及び貿易円滑化にかかる政策の策定／
改訂と実施に向けた技術的助言を行うとともに、EAC 事務
局が行う関連活動について支援する。

活動 3－3：アフリカ地域で JICA が実施する税関近代化並びに貿易円
滑化関連プロジェクトとの連携を図る。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 第 1 次準備業務（2024 年 12 月下旬～2025 年 1 月上旬）

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、EAC 事務局作成の関連報告書等を参照し、東アフリカにおける税関及び貿易円滑化に係る現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた関連協力の概要を把握・分析する。
- ② JICA ガバナンス・平和構築部、タンザニア事務所及び現在派遣中の専門家と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 業務実施計画書（英文）を作成し JICA ガバナンス・平和構築部による確認ののち提出する。併せて、タンザニア事務所にもデータを送付する。

(2) 第 1 次現地業務（2025 年 1 月中旬～2025 年 2 月中旬）

- ① 現行専門家と連携の上、業務引継ぎや C/P 機関他関係者との協議や関係構築を実施し、以降の専門家業務実施に向けた方針策定等各種準備を行う。
- ② JICA タンザニア事務所に第 1 次現地業務結果を報告の上、第 2 次以降の現地業務の活動計画等について打ち合わせを行う。

(3) 第 1 次整理業務（2025 年 2 月下旬）

第 1 次現地業務結果を JICA ガバナンス・平和構築部に報告するとともに、次回派遣の活動計画等について打合せを行う。

(4) 第 2 次以降の活動（2025 年 3 月上旬～2026 年 11 月上旬）

上記目標や成果が達成されるように、適切な派遣時期・期間に業務を実施する。なお、専門家、JICA ガバナンス・平和構築部、タンザニア事務所間で月例会を実施し、月ごとの活動進捗モニタリングを想定している。なお、ケニアやルワンダ等の EAC 域内出張については、第 2 次現地活動以降、関係者間で調整の上、適切な派遣時期を設定することとする。

(5) 第 12 次整理業務（2026 年 11 月中旬～2026 年 12 月中旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出・報告し、コメント等があれば修正の上、最終版を提出する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関する

るガイドライン」を参照願います。

なお、各報告書については全て電子データによる提出とします。

(1) 業務実施計画書 (Work Plan) (電子データ)

- ・本アドバイザー業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容 (案) などを記載。
- ・英文 3 部 (JICA ガバナンス・平和構築部、タンザニア事務所、C/P 機関へ各 1 部)

(2) 業務進捗報告書 (Progress Report) (電子データ)

- ・6 か月ごとに提出。事業の進捗をとりまとめた活動報告。成果発現状況や解決すべき実施上の課題や懸案事項等を含む。
- ・英文 3 部 (JICA ガバナンス・平和構築部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関へ各 1 部)

(3) 専門家業務完了報告書 (電子データ)

- ・対象事業に従事する専門家の取り組み結果をまとめた活動報告。今後の類似案件において活用される教訓等を含む。
- ・2026 年 12 月 18 日(金)までに提出。
- ・和文 2 部 (JICA ガバナンス・平和構築部、タンザニア事務所へ各 1 部)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023 年 10 月 (2024 年 10 月追記版))」の「XI. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。
効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

また、本業務はタンザニア含め EAC 加盟 8 カ国の各種関係者とも適宜連携しながら活動を進めていくことが期待されているため、必要に応じて各国への出張可能性があります。本公示時点では便宜上、タンザニア⇄ルワンダ、タンザニア⇄ケニ

ア往復の空路移動に係る費用も合わせて計上ください。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA タンザニア事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

・セミナー等実施関連費(年4回程度)	: 20,000 千円
・車両関連費(レンタカー)	: 6,000 千円
	合計: 26,000 千円

*臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、タンザニアの祝日に留意して提案してください。なお、第1次現地業務については、2025年1月中旬~2月中旬の実施を想定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎: なし

イ) 宿舎手配: なし

ウ) 車両借上げ: なし

エ) 通訳備上: なし

オ) 現地日程のアレンジ: 第1次現地派業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供: EAC 事務局における執務スペース提供

キ) 現地傭人: 専門家業務の支援を行う人員 1 名を JICA タンザニア事務所にて傭上。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部から配付しますので、jicagp@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・現行専門家(東アフリカ地域税関・貿易円滑化アドバイザー)関連資料(ワークプラン、活動進捗報告書等)

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・技術協力プロジェクト「東部アフリカ地域における貿易円滑化及び国境管理能力向上プロジェクト」事業完了報告書(2022年3月)

<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000049114>

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>)

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相

談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ 本業務は EAC 事務局を対象としているため、タンザニア含め EAC 加盟 8 カ国の各種関係者とも適宜連携しながら活動を進めていくことが期待されています。これに伴い、必要に応じて当該 8 カ国への出張可能性があります。追加業務の発注に際しては、発注者と受注者間で協議して、必要に応じて契約変更を行うものとしします。

以上